

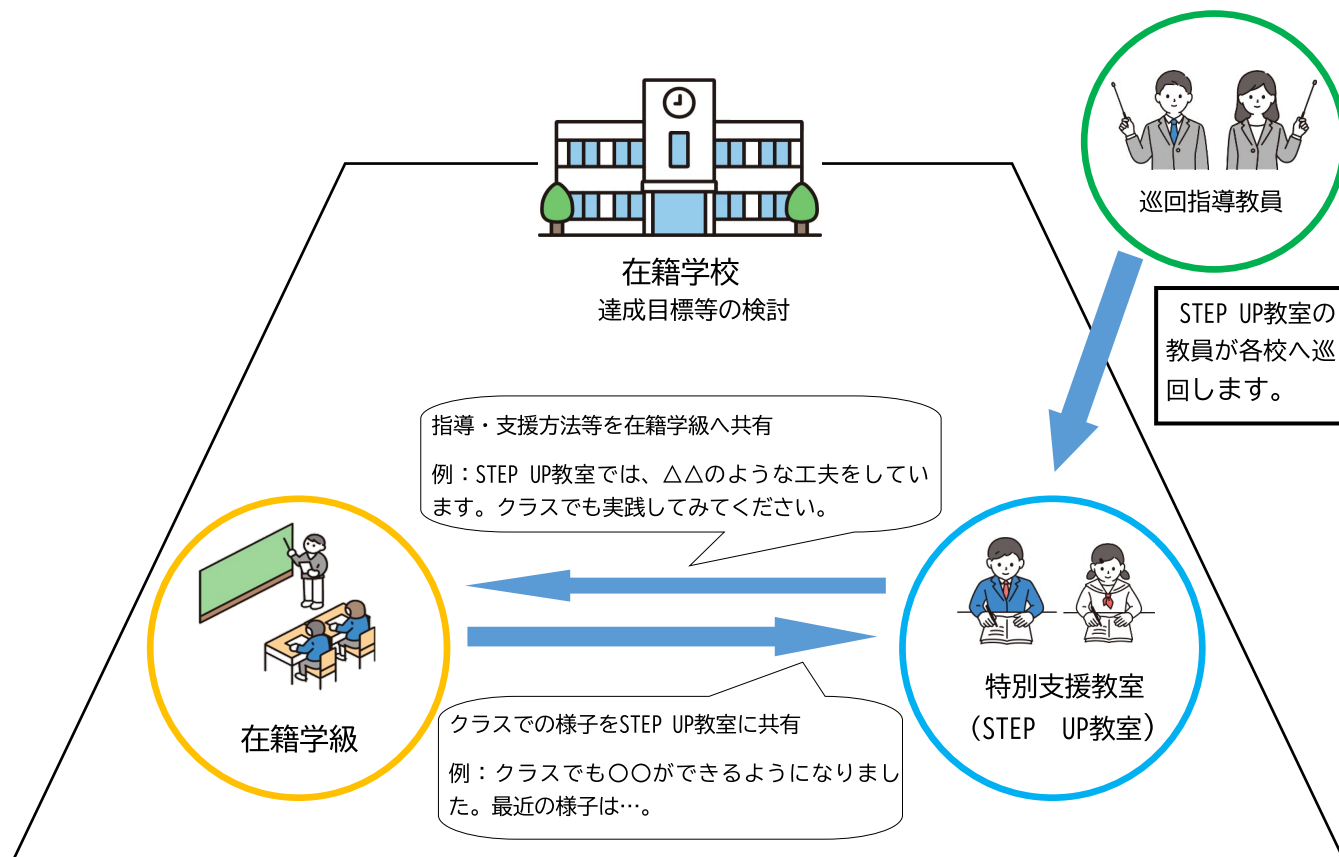
特別支援教室(STEP UP教室)とは？

◇特別支援教室とは

板橋区では通常の学級に在籍し、学校生活や学習をする上で情緒面の困難さを抱えている児童・生徒への支援として特別支援教室(STEP UP教室)を区内の全小中学校に設置しています。

◇特別支援教室の目的とは

児童・生徒の情緒面の課題からくる生活上、学習上の「つまづき」を改善・克服し、可能な限り多くの時間を在籍学級で有意義な学校生活を送ることができるようになることです。



◇特別支援教室の指導内容

児童・生徒が在籍する学校にて、決められた曜日、時間に巡回指導教員による授業を受けます。

生活上または学習上の「つまづき」を軽減、改善するための活動(自立活動)を行います。

自立活動では、個別指導や小集団指導を通して一人ひとりに合った方法で自信を付け、集団適応能力を育てていきます。※教科の予習・復習などの学習は行いません。

◇特別支援教室を利用するためには

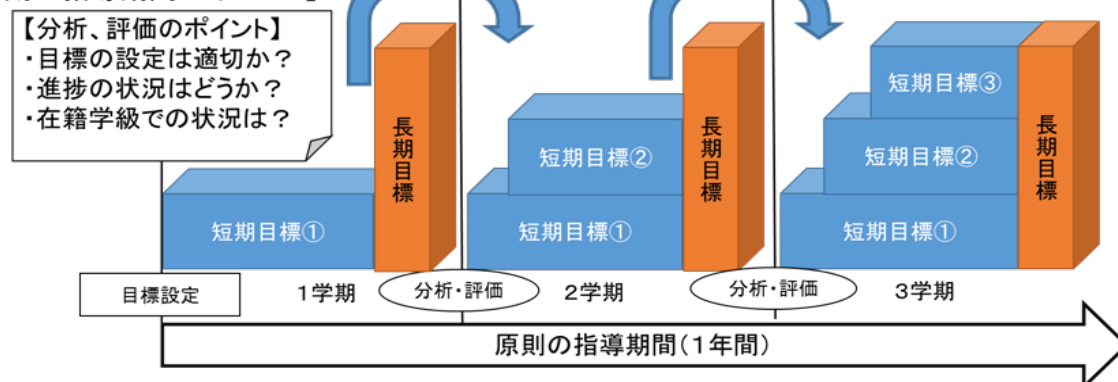
児童・生徒の状況を把握し、在籍学級での課題等を踏まえ、区教育委員会にて指導・支援の必要性を検討し、総合的に勘案したうえで指導の開始を決定します。就学前は、教育支援センターの就学相談窓口、入学後は学校(学級担任等)に御相談ください。

なお、特別支援教室の利用開始に当たっては発達検査を受けていただく必要があります。

◇特別支援教室の指導期間は

特別支援教室では、児童・生徒が抱える学習・生活上の「つまづき」に着目して、概ね1年間でこれを軽減・克服できる目標を設定し、授業を行います。概ね学期ごとに短期目標を設定し、授業の成果や目標の達成状況を定期的に分析・評価を行うことで、在籍学級で学校生活を送れるようになることをめざします。この期間のことを「原則の指導期間」といいます。

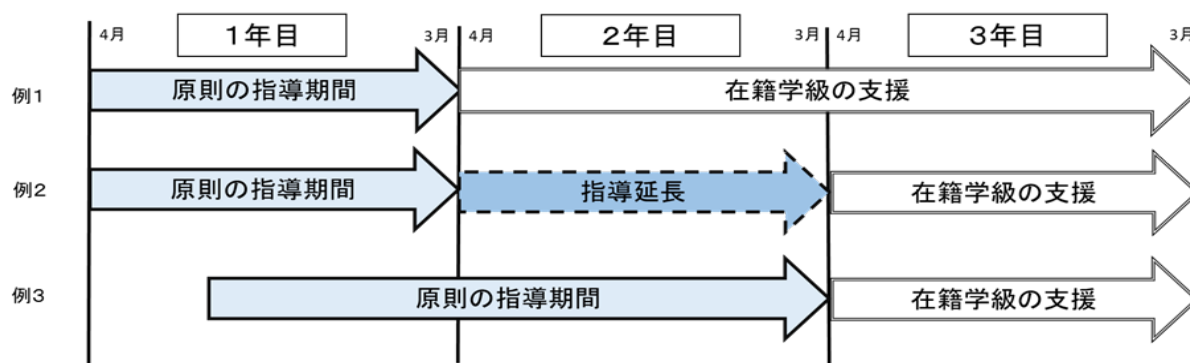
【原則の指導期間のイメージ】



◇「原則の指導期間」終了後は

「原則の指導期間」が終了する際には、これまでの授業や目標の達成状況について振り返りを行います。設定した目標が達成され、学習・生活上の「つまづき」が軽減・克服できていれば、退室となります。

一方、目標が達成できなかった場合には、授業の内容など必要な見直しを行った上、もう1年間入室を継続することもできます。これを「指導延長」といいます。「原則の指導期間」と「指導延長」を合わせて、1～2年間が一般的な入室期間になります。※年度途中からの利用の場合は、翌年度末までが「原則の指導期間」となります。(下の図の例1から3を参照)



◇指導延長期間終了後は

設定した目標が達成され、学習・生活上の「つまづき」が軽減・克服できていれば退室となります。

一方、目標が達成できなかった場合には、これまでの授業の成果や目標の達成状況を在籍する学校で分析・評価するとともに、たとえば、目標を変えることで「つまづき」の軽減・克服が期待できるかなど、特別支援教室に引き続き入室することが適切なのか、在籍校や区教育委員会で総合的に判断します。

この結果、特別支援教室への入室を継続することもあります。ただし、この場合も「原則の指導期間」の考え方にに基づき、概ね1年間で達成できる目標を新たに設定し、「つまづき」を軽減・克服できたかどうか、定期的に振り返りを行います。